

居宅介護支援契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と株式会社みんなの樹（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の主旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業所との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約目的）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定」といいます。）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業所に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命します。

2 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交代することができます。但し、その場合には利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分な配慮をするものとします。

3 利用者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して、利用者の有する能力、既に受けている指定居宅サービス等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立して日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

（経過観察・再評価）

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当

させます。

- ① 月1回程度及び必要に応じて利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族の状況の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業所等との継続的な連絡調整により計画の実施状況の把握を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(介護保険施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介その他の便宜の提供を行います。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係わる援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4 第13条第1項から第3項の規定により利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(サービス利用料金の支払い)

第11条 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、契約者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料が滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の金額を事業者に対し、一旦支払うものとします。

2 前項の他、契約者は、通常の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

(利用料金の変更)

第 12 条 第 11 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

(契約の終了)

第 13 条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、止むを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 か月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。

3 事業者は、利用者またその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が非該当と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

(解約料)

第 14 条 前条第 1 項及び第 3 項により契約の解約をする場合、解約料を請求します。

(守秘義務)

第 15 条 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報は用いません。

(損害賠償責任)

第 16 条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第 17 条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初期訪問時及び利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第 18 条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第 19 条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務に遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第 20 条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第 21 条 利用者と事業者は、本契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄とする裁判所を第 1 審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、利用者と事業者が署名の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

(事業者)

住 所 鹿児島県志布志市志布志町安楽 2320 番地 25
事業者名 介護相談センターみんなの樹
管 理 者 鬼塚 大作

(契約者)

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

(続 柄 _____)